

## 村山市監査委員公告 第5号

### 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月9日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

#### 記

1. 監査の対象 生涯学習課
2. 監査の期間 令和5年2月1日から令和5年2月9日まで
3. 監査の範囲 令和4年1月1日から令和4年12月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

#### 【指摘事項】施設の使用許可事務について

山の内自然体験交流施設は、「村山市山の内自然体験交流施設条例」及び「(同条例)施行規則」に基づいて設置され、市教育委員会の許可を受けて使用することができる施設である。また、維持管理運営については、使用申込の受付と使用料の収入業務を含む維持管理業務を地元団体に委託して行っているところである。

このたび、施設の使用状況について、使用許可申請書や使用料減免申請書を確認したところ、生涯学習課内の査閲と決裁の事績が全くなく、使用許可や減免の決定に至る事務処理がなされないまま使用を許可し、また使用料の減免を行っている状況であることが認められた。

条例及び施行規則に則って事業を実施するとともに、事務の執行にあたっては、「市教育委員会事務決裁規程」「市文書管理規程」「市事務決裁規程」等に基づき適正な事務処理に努められたい。